

令和4年度 鹿児島地方最低賃金審議会
第3回 鹿児島県自動車（新車）小売業
最低賃金専門部会議事録

開催日時	令和4年10月24日（月）10時00分～12時20分	
開催場所	鹿児島合同庁舎 第2会議室	
出席者	公益代表委員（3名）	川口俊一 志賀玲子 松枝千鶴（敬称略）
	労働者代表委員（3名）	加治屋忍 白石裕治 吉海江俊也（敬称略）
	使用者代表委員（3名）	小原秀治 中村博之 森山麗子（敬称略）
	事務局（3名）	中村労働基準部長 勝田賃金室長 松下賃金室長補佐
議題	1 令和4年度鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金の改正審議について 2 その他	
配付資料	1 令和4年度産業別最低賃金決定状況（全国・ランク別）自動車小売業関係 審議会進行時の配付資料	
	1 鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金の改正決定に関する報告書	
	2 鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金の改正決定について（答申）	

○ 松枝部会長

皆さん、おはようございます。本日もお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。定刻になりましたので、ただ今から、第3回鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金専門部会を開催いたします。
議事に入る前に、本専門部会の成立について、事務局より報告願います。

○ 勝田賃金室長

本日の専門部会の成立についてご報告いたします。
本日は、全ての委員にご出席いただいております。定足数を満たし、有効に成立しておりますことをご報告いたします。

○ 松枝部会長

ありがとうございました。それでは、会が成立しておりますので、これより審議に入りますが、その前に、事務局から本日の資料のご説明をお願いいたします。

○ 松下賃金室長補佐

本日の資料について、ご説明いたします。
資料1は、令和4年度自動車小売業関係の全国における産業別最低賃金決定状況でございます。
昨日現在で、結審している局は、Aランクでは、埼玉局が30円アップの1,018円、Bランクでは、兵庫局が33円アップの963円、Cランクでは、宮城局が28円アップの946円、福岡局が28円アップの987円、Dランクでは、青森局が29円アップの919円、秋田局が28円アップ

の 897 円、福島局が 28 円アップの 922 円、島根局が 28 円アップの 932 円、宮崎局が 32 円アップの 890 円で結審しています。

また、専門部会では結審しているものの、最低賃金審議会令第 6 条第 5 項の適用がないため、今後本審の開催を待って結審することとなる局が 1 局ございます。B ランクの広島局が、28 円アップの 958 円で結審する予定です。

なお、千葉局、愛知局、大阪局、京都局、奈良局、沖縄局の 6 局につきましては、本年度の改正については、必要性なしとの結論に至っております。

説明は、以上でございます。

○ 松枝部会長

ありがとうございます。ただ今の説明について、ご質問はございませんでしょうか。

○ 松枝部会長

それでは、審議に入ります。今回は、具体的な金額のご提示とその根拠をお聞きしました。労側からは、新たな資料を元に、県内物価指数、地賃との兼ね合い、また、影響率、高卒初任給との比較等様々な指標から引上げ額を示したうえで、総合的に勘案して 40 円の引上げを求めたいとのことでした。

一方使側からは、業界の現状等をご説明していただいたうえで、昨年並の 25 円の引上げが提示されたところでございます。

平場での審議の後、個別協議も行いましたが、具体的な金額の再提示はなく、本日合意できるように再検討をお願いして前回の審議を終了した次第でございます。現在のところ、金額的には、15 円の開きがございます。

産別最賃は、あくまでも労使のイニシアティブによる合意によって決定していくものであり、全会一致で決議すること。また、年内発効を目指すことを当初のとおり申し合わせておりますので、本日はできる限り合意できますよう労使各側のご協力をお願いいたします。

それでは、労使各側から、追加の主張や、先ほど事務局から説明された他局の結審状況等も踏まえまして、前回以降にご検討いただいた金額を発表していただきたいと思いますが、如何でしょうか。よろしいでしょうか。それでは、労側、白石委員からお願いいたします。

○ 白石委員

前回説明をさせていただきましたが、追加でよろしくをお願いいたします。

今回は、いろいろな資料を示させていただきましたが、今回改めて特定最賃の意義と役割から労側は考えておきまして、生産年齢人口の減少を背景にして、人材不足の状況が続いています。人材の確保、定着が喫緊の課題となっているということは、共通認識であると考えています。特定最低賃金は、わが国唯一の法に基づく企業の枠を超えた労働条件決定システムであり、労使交渉の補完、代替機能を担っています。企業の枠を超えて、同じ産業で働く基幹的労働者の入口の賃金として機能を持つ特定最賃を決めることであると思っております。組織労働者が労使交渉を通じて締結した企業内最低賃金協定を、労使交渉の手段を持たない未組織労働者に波及させることによって、組織労働者と未組織労働者、正社員と非正規労働者の賃金格差を是正する。賃金ダンピングの防止や産業内の公正競争確保を通じて、産業全体の健全な発展

を促すことを目指しています。基幹産業である自動車の労働の質にふさわしい賃金水準を確保することによって、産業の魅力を高めて人材を確保する観点や労使の社会的使命として非正規雇用で働く労働者の処遇改善を図る観点、産業の健全な発展を図る観点などから特定最賃の取り組みを一層強化する必要があると思っております。賃金水準の考え方については、特定最賃は、組織労働者が締結した労働協約を未組織労働者に適用する労働協約の拡張適用の考え方が根幹にあります。同一企業内における正社員と非正規社員だけでなく、大企業と中小企業、組織労働者と未組織労働者なども含めた賃金格差を是正し、同一価値労働同一賃金を基本とした均等、均衡待遇を実現するため、特定最賃を企業内最低賃金協定の水準に引き上げる必要があると思っております。やはり公労使が、同一価値労働同一賃金を基本にした正社員、組合員と非正規労働者、未組織労働者の均等、均衡待遇の実現、産業の健全な発展に向けた公正競争の確保といった基本的なことですが、制度の意義・役割について理解を深めるということです。

次に、水準についてですが、前回、いろんな資料で示させていただきましたが、今回は前回示させた資料の中で、今年度の労働協約上の賃金の最も低い額ということで、月額 149,700 円、時間額で 929 円という提示が労働協約でありましたが、それを時間で割りますと、月 161 時間になります。これを前回示させていただきました労働局で発表しています中学、高校、短大の初任給のところ、これを同じ 161 時間で割った時の時給が、中卒で 925 円、高卒の男子で 1,087 円と今示させてもらっているとおりになります。現状の特定最賃の 872 円と比べて、中卒初任給 925 円、ここの水準にもまだ 0.94 と比べた場合でも 53 円違います。中学卒女子と比べた場合、割合は一緒ですが、差額で 60 円となっております。やはり水準をどこで見るのか、前は、高卒の 9 割水準を保たないといけないということで説明をさせていただきましたが、今回、一番低い中卒のところと比べても、やはり少し見劣りするということで提示させてもらいました。

そして使側からありました県内の事務職についてということがありましたので、私のほうで各ハローワークの求人情報を出して、奄美とか特定して抜いております。奄美で言えば、現状県最賃が 853 円で募集している企業で見ると、事務的職業、パートということで、労働局のハローワークの資料ですが、その中で奄美は 5 社あって、最賃で募集しているところは 1 社だけです。大体 853 円から 2,500 円の間で募集されているところと、950 円、そして 860 円から 1,200 円ということ。次のページは、同じようにハローワークの奄美のほうで出ています与論の資料ですが、与論は 2 社しかございません。そのうち、最賃で募集しているところは、ゼロです。2 社募集しているが、900 円と 1,000 円で募集しております。次のページは、徳之島のハローワークの資料です。徳之島は、9 社中 2 社が 853 円で募集、850 円がありましたが、これは発効前であると思います。あとは、875 円、900 円、940 円から 1,060 円というところです。また、情報があつたところで、熊毛が 7 ページからになります。事務的職業、パートで、20 社ありまして、853 円の最低賃金で募集しているところがゼロで、860 円、870 円、900 円、950 円、1,000 円、一番高いところで 1,200 円からというところがございました。離島もそうですが、県内の大隅で見ると、大隅の募集が 10 ページになります。大隅は、5 社中 1 社が 853 円、もう 1 社が 854 円でございます。897 円、900 円から 1,100 円までというところがございます。同じように加世田ですが、加世田も 5 社中 1 社が 853 円、そして 900 円、910 円、1,000 円となっております。そして始良ですが、4 社中 1 社が 853 円から 900 円までとなっております。最後に、霧島ですが、4 社ありますが最賃はゼロで、860 円から 1,000 円で募集しています。

ハローワークの資料を全体的に見ましたが、最賃で募集しているところは少なく、やはり 900 円台で、最賃で募集しても人が取れないという状況が伺えると思っております。2021 年度が 25 円で 872 円、上げ率が 2.95%、影響率が 3.55% でした。影響率から考えまして、32 円から 34 円までが影響率の 3.21 で 90 人、35 円から 37 円が 3.24% の 91 人、38 円が 3.57% の 100 人、39 円から 40 円が 3.78% の 106 人です。全体的に前回の話などから考えまして、前回は 40 円でしたが、今回は影響率等を考えて、37 円を引き上げたいと思っております。補足ですが、土曜日の南日本新聞にも、前回話したとおり、消費者物価が 3% 上昇と 1 面の記事にもなっていますし、消費者物価というところで、県最賃も加味しながら上げたということもございました。県最賃の時に示させていただいた資料ですが、南日本新聞の記事で、鹿児島最賃 9 割の方が安いと思っている。産業全体として、どこも人がいないという話をさせていただいたが、その中で特定最賃の意義もありますし、自動車産業を 5 年先、10 年先どのように考えていくかということ、人材の確保、人への投資が必要と思っております。改めて賃金を上げていく。そして、影響をお示ししましたが、ハローワークの資料でも、募集の際は、賃金のところに目がいきますので、そこが一番になると思います。そこを考慮しながら議論していきたいと思っております。私からは、以上です。

○ 松枝部会長

ありがとうございます。ただ今のご主張に対しまして、意見、質問等がございますか。

○ 松枝部会長

次に、使側から追加主張を含めて、再検討いただいた金額を発表していただきたいと思います。よろしいでしょうか。

○ 中村委員

協議したいので、少し時間をよろしいでしょうか。

○ 松枝部会長

使用者側が協議したいとのことですので、一旦休憩に入ります。

(休憩)

○ 松枝部会長

それでは、再開いたします。

改めまして、使側から追加主張を含めて、再検討いただいた金額を発表していただきたいと思います。

○ 小原委員

お時間いただきまして、ありがとうございます。説明をいただきまして、検討させていただきました。繰り返しになりますが、業界の今後の見通しは、ここは先週からも 1 週間経っていますが、刻々と新たな情報が入ってきて、数日前、トヨタの記事も出ておまして、具

体的生産台数には触れられておりませんでした。減産余儀なしと厳しい見通しの話でした。これは、中間決算発表の時に、ですから 11 月頃、具体的数字は発信される話でございましたが、これは、私が所属しておりますホンダ系でもまったく同じことで、メーカーから段々具体的な説明が下りてきているところでもあります。かなり先行きは、厳しいという状況で、先週から具体的な話ということで下りてき始めているところがございます。また、職種別の話で、いろいろと各地域の事務職向けの求人情報をいただきまして、賃金の説明をいただきましてありがとうございます。自動車新車小売というところの産業別最賃となっておりますが、ここでいいますと事務職という方以外にも、庶務的な仕事をしていただいております。事務職といっても、その中にまた細分化されると思っております。なかなか一括りでここを見ていくのは、難しいのかなと率直な感想でございます。あと他地区の結審状況ですが、こういったところを拝見しました時に、前回同様のようなところが、本来であればふさわしいのではないかとというようなところがございますが、やはり一方で、先ほど物価 3% 上昇という話がございましたので、こういったところが、暮らしに与える影響を最大限考慮していかなければならないということ。また、今、新車減産ということで、前回、私も企業目線だけで申しておりましたが、コロナ禍の不可抗力で起こっている話でございまして、だれが悪いわけでもないところですが、実際、現象としては、お客様に納期が長くなる。または、納期が前後するといったことが起きていまして、非常にご迷惑をおかけしております。これをどなたが火消しというか、お客様に苦心しながら対応していただいているのかということ、営業の皆さんであり従業員の皆様方あります。こういったことを鑑みまして、前は昨年同様の 25 円と申し上げましたが、27 円ということでご検討をいただけないかと思っております。よろしくお願いいたします。

○ 松枝部会長

ありがとうございます。

中村委員からよろしくお願いいたします。

○ 中村委員

前回、2 回目参加ができなくて、申し訳なかったです。

このすごい資料を白石委員から調べていただきありがとうございます。求人を出すということは、人が不足しているということと、もう一つは、その企業は人がいないと仕事が回らないということなので、ある意味その中で自動車関係はかなりほとんどないということをお金を出してでも採用したいというのが求人にてていると思えました。

資料の 16 ページの下から 2 番目、レンタカー会社の 855 円からでした。これ見ると、レンタカー車両の下記業務をお願いしますということで、簡単な車両整備というのを最初に持ってきているので、実はこの方たちは、自動車の小売業とは関係はなくて、仕事としては、整備、これでも資格をもたないでできる業務だとすると、少なくともタイヤチェック、エンジンの変な音がしないか、あるいは洗車も入っているかもしれません。レンタカー会社も、ここから先、私も飛行場から戻ってきましたが、すごく人が圧倒的に増えてきてレンタカーもないと言っています。ここ等の求人、これからまた時給の水準も多分上がってくるのではないかと思います。何が言いたかったかというとこれは時給によってある程度決まってくるもので、我々、自動車の販売店からすると、今の最低賃金で採用、あるいはパートの人たちに求人をかけるという

よりは、それよりも高い、欲しいときは当然かけているというのが現状だと思います。そういう状況にあるということと、我々今言ったようにいろいろ事務業務とかそういうものは自動車占有の固有のものでないということを考えると、この今、今回の審議資料2枚目、産業別最低賃金決定状況自動車小売業関係のこの資料を見ていると、昔は自動車の小売りの販売とかいうところの給与は、本当の各県の最賃よりはかなり高いレベルにありました。平成の時代その後、私の認識が違っていたら直していただきたいのですが、5つの県では、平成のうちに一緒になりました。今回、平成から令和に替わっても、僕の間違いかもかもしれませんが、ほぼ網掛けのところ県の最賃に合ってくるということで、これの年数は、効力発生年月日が令和2年とか令和3年とかになっているので、これはどういう意味かよくわからないが、ほぼ吸収されてしまったのが4県あるのかなという認識をしていて、何が言いたいかというところの最賃と自動車小売業の最賃というのは、どんどん収斂してくるところ、それは自動車の小売のところには、専門的な知識が必要な人たちは高い給料だけれども、同一労働の事務的な仕事、パート的な仕事のところは、やはり他のところとある意味集約していくのが、ここまでの数字をみているとそうなのかなということで、我々も魅力ある仕事づくりで、事務の方々にも働いていただきたいということがあるので、それよりは高い水準で今もやっていますが、やはり将来的には収斂されていく方向かなということで、今回27円をださせていただきました。以上です。

○ 松枝部会長

ありがとうございます。今のご意見に質問等ございますか。

今、労使各側から追加の金額ご提示ございましたけれども、今のところは労側がプラス37円、使側がプラス27円というところで、まだ、10円の差がある状況でございます。基本的には、皆様ご存じのとおりこの場は全会一致という形で調整していかないといけませんので、この平場で、さらにもう一度主張しておきたいことがございましたら、どなたからでも結構ですので、お名前をいただいてご発言をお願いできますか。

○ 白石委員

今、使用者側の意見を聞きました。中村委員が言うこともわかるのですが、特定最賃と地賃とそれを縮めていくという考えが、そもそもこの特定最賃の考え方とはそぐわないような考え方だと私共は思っています。やはり特定最賃の優位性だとかその辺から考えますと縮めるという頭からだ、であれば最初から特定最賃をなぜ作ったのかという議論のほうに戻っていきまので、そこらも私共は今日の提案の中で意義というか役割のところをしていきたいなということです。前回、私の説明にもありましたが、今、男女平等だとか女性活躍だとか同一労働同一賃金というようなかたちで、その今、法律の方も同一労働価値というか同一労働同一賃金だとかその辺も踏まえて、やはりどうしたら魅力ある産業へ労使が共に向かっていくのかというようなところでやっていかなければいけないと思っています。現状、最低賃金のハローワークのほうも私もほとんどここに持ってきていない鹿児島市の方もデータもないのですが、なかなか言われたとおり事務職、自動車の事務職というようなところでみるとでこないのですが、一般的なところでしか抜きようがなかったが、一般的なところからみても900円位はないなかなか採用できていないのかなと思っています。その中で、特定最賃がある業種の意義だとかというようなところを考えますと、やはりそれによってプラスαの観点から考えていかな

ければいけないのかなと思っています。

○ 松枝部会長

ありがとうございます。他に、中村委員お願いします。

○ 中村委員

すみません。産業構造が大きく変わる中で収斂していくというか、それも産業がどうなるというか我々が衰退産業かということにもなるので、それはそれで言葉の使い方に気を付けなければいけないのですが、ただ産業構造が大きく変わっているのも事実で、その産業毎にその特徴があって、その人材を特別な人材を採るためにはそれなりの能力を持った人、ある技術を持った人を採用しなければいけない。それは時間給で雇う人も同じだと思いますので、逆にいうと我々がより魅力的なものを今後できれば広がることもあり得るし、現状いつも言っていますが、採用がほぼないということは、逆にそういう余裕もないし、逆にいうと廃業も考えている人たちもいるということではないかなと思います。まずそこは廃業になって雇用が失われれば返って働く口が無くなるということなので、それは絶対避けたいという意味からも、極端なアップは避けたいということです。以上です。

○ 松枝部会長

ありがとうございます。他にどなたかご意見等ございませんでしょうか。産別最賃につきましては今回やはり自動車（新車）小売業の産別最賃ということですので、あくまでも今の時点では、この産業で働く人の賃金としていかがかというところで今ご審議いただいていることでございますし、中村委員のおっしゃるようにゆくゆくは産業の中でも、産業の中のどういうジョブにつかれているかというところでの、そこでの貢献に応じた給料の水準をというご思想であったかと思えます。それぞれのお考え方あると思いますが、今回におきましては、あくまでも産別最賃というところの前提でお考えいただければと存じます。それぞれご主張いただきましてまだ10円の差がございます。なかなかお互いのご主張をよく理解できるところでございますが、今のこの平場のところでご主張いただいたところでも、少しまだ差が大きい状況でございますので、個別協議を行わせていただくかと思っておりますけれども、よろしゅうございますか。はい、どうぞ白石委員お願いします。

○ 白石委員

同じような繰り返しになりますが、賃金水準から見ると、今いる正社員のところの手当だとか、全体の水準の引き上げという考え方は、それは各企業、産業などで考えればいいと思えます。その考え方とこの特定最賃というところは、一番下のところをどうしようかという理論からすると、少しまた考え方も変えてもらわなければと思っております。全体の構造的な賃金アップ、例えば整備士だとかいろいろあると思えますけど、それはその企業におけるベースアップだとかそのものの考え方と、特定最低賃金の方の最低賃金の考える意味合い役割というところは、少し別ところで考えてもいいということをつけ加えさせていただきます。

○ 松枝部会長

白石委員のご意見承りましたが、特にこれ以上追加のご意見等なければ一旦個別協議に入らせていただこうと思っております。先に公益の中で話し合いをいたしますのでお手数ですが一旦ご退席いただけますでしょうか

(個別協議)

○ 松枝部会長

大変お待たせいたしました。それでは、審議を再開します。

ただ今まで、個別折衝を続けてきた結果、一致点を見出すことができましたので発表させていただきます。鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金については、現行時間額 872 円に 30 円プラスして、時間額 902 円で一致しました。

これについて、ご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

○ 松枝部会長

ありがとうございました。

それでは、ただ今の金額を当専門部会の結論とすることに決定いたしました。

また、改正された最低賃金の効力発生日は、法定どおりとしますと、異議申出等により結論が変わらない限り、最短で 12 月 22 日木曜日ということになります。よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 松枝部会長

それでは、効力発生日については法定どおりとします。

この結論は、鹿児島地方最低賃金審議会会長に、私から報告することになりますので、事務局の方で専門部会の報告書等を作成していただけますか。

報告書作成の間、10 分程度休憩をとりたいと思います。

(休憩)

○ 松枝部会長

再開します。それでは、報告書を読み上げます。

令和 4 年 10 月 24 日。鹿児島地方最低賃金審議会会長、山本晃正殿。鹿児島地方最低賃金審議会鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金専門部会部会長、松枝千鶴。鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金の改正決定に関する報告書。当専門部会は、令和 4 年 8 月 26 日鹿児島地方最低賃金審議会において付託された鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので報告する。なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。記。公益代表委員、川口俊一、志賀玲子、松枝千鶴。労働者代表委員、加治屋忍、白石裕治、吉海江俊也。使用者代表委員、小原秀治、

中村博之、森山麗子。別紙。鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金。1 適用する地域、鹿児島県の区域。2 適用する使用者、前号の地域内で自動車（新車）小売業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車（新車）小売業に分類されるものに限る。）を営む使用者。3 適用する労働者、前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げるものを除く。（1）18 歳未満又は 65 歳以上の者、（2）雇入れ後 6 月未満の者であって、技能習得中のもの、（3）清掃又は片付けの業務に主として従事する者。4 前号の労働者に係る最低賃金額、1 時間 902 円。5 この最低賃金において賃金に算入しないもの、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当。6 効力発生日、法定どおり。以上です。

ただ今の決定につきましては、最低賃金審議会令第 6 条第 5 項を適用し、専門部会の決議をもって鹿児島地方最低賃金審議会の決議とする取り扱いを決定しておりますので、私から答申文も読み上げさせていただきます。

令和 4 年 10 月 24 日。鹿児島労働局長、中所照仁殿。鹿児島地方最低賃金審議会会長、山本晃正。鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金の改正決定について（答申）。当審議会は、令和 4 年 8 月 26 日付け鹿労発基 0826 第 2 号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので答申する。

別紙については、同じです。

（松枝部会長より中村労働基準部長へ答申文を手交）

○ 中村労働基準部長

それでは今答申をいただきましたので一言ご挨拶申し上げます。本日は、鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金額改正に係る答申をいただきまして、ありがとうございます。

鹿児島県自動車（新車）小売業の最低賃金につきましては、8 月 26 日に鹿児島労働局長より改正決定に係る諮問をさせていただいたところでございますが、これを受けてこの専門部会が設置され、9 月 26 日から本日まで 3 回にわたり精力的に審議を重ねていただき、本日全会一致による結論を出していただいたところでございます。

委員の皆様には、新型コロナの影響や世界情勢等による急激な物価上昇や半導体不足による厳しい経営環境にも触れられながら、そのイニシアティブを十分に発揮され、ご議論いただきましたこと、また、本日は本当に長い時間ぎりぎりのご判断をしていただいたかと思っています。ありがとうございます。松枝部会長を始め、委員の皆様が円滑な審議の進行のためにご尽力いただいたことにつきまして、心から敬意と感謝を申し上げる次第でございます。

本日、答申をいただきましたので、これから私どもで、改正決定に係る所定の手続きを進めさせていただきます。異議申出等がなく、最短の場合には、その発効が 12 月 22 日木曜日となる予定でございます。

今後、私どもといたしましては、改正された自動車（新車）小売業最低賃金を、関係労使の方々に知っていただき、これが適正に履行されるよう、なお一層の周知・指導に努めてまいります。

最後になりますが、今後とも、最低賃金制度を始め、労働行政に対するご理解とご協力をお願い申し上げます。また、これまでの皆様のご尽力に重ねて厚く御礼を申し上げまして、簡単では

ございますが挨拶に代えさせていただきます。どうもありがとうございました。

○ 松枝部会長

ありがとうございました。それでは、事務局からの連絡事項をお願いします。

○ 松下賃金室長補佐

本日の答申内容につきましては、本日中に意見の要旨を公示し、異議申出を受け付けることとなります。異議申出の締切日は 11 月 8 日火曜日となりますが、この日までに異議の申出があった場合には、11 月 9 日以降なるべく早い時期に本審を開催して、労働局長より異議申出に係る事項について諮問をさせていただき、ご審議の上で、答申をいただくこととなります。その際、場合によっては、再度専門部会を開催し、審議していただかなければならないこともありますが、その時は改めてご連絡させていただきますので、よろしく願いいたします。

以上、異議申出があるかどうかは分かりませんが、念のためお知らせいたします。なお、異議申出がなかった場合は、締切日の翌日の 11 月 9 日をもって、当専門部会は廃止となりますので申し添えます。以上です。

○ 松枝部会長

ありがとうございました。それでは、最後に議事録確認者を指名いたします。労働者側は、白石委員に、使用者側は、小原委員によりお願いいたします。

皆様方の本当にぎりぎりのご判断のお陰で、何とか本日中に結審いたしましたこと本当に重ねてお礼申し上げます。それぞれ労使の代表でいらっしゃいますので、譲れる点、譲れない点多々あったかと思いますが、これ以降は、労使手を添えて自動車産業本当に厳しい状況だと思っておりますので、さらに、鹿児島県内の自動車産業の発展に寄与していただければと存じます。ご協力ありがとうございました。本日の専門部会は、これで閉会します。ありがとうございました。